

町田市手数料条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 ( 2 0 2 2 年 ) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例等の一部を改正する条例

(町田市手数料条例の一部改正)

第1条 町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
8 住民票記載事項証明又は除票記載事項証明手数料	1件につき 300円。ただし、住民票記載事項証明書を自動交付機により交付する場合には、200円	8 住民票記載事項証明手数料	1件につき 300円
略	略	略	略
15 住民票、 <u>除票</u> 、 <u>戸籍の附票</u> 又は <u>戸籍の附票の除票</u> の写しの交付手数料（15の2の項の手数料を除く。）	1通につき 300円。ただし、 <u>住民票</u> 又は <u>戸籍の附票</u> の写しを自動交付機により交付する場合には、200円	15 住民票、 <u>除かれた住民票</u> 、 <u>戸籍の附票</u> 又は <u>除かれた戸籍の附票</u> の写しの交付手数料（15の2の項の手数料を除く。）	1通につき 300円。ただし、自動交付機により交付する場合には、200円
略	略	略	略
120 行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法律において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める手数料又は行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて適用する同法第78条第4項に規定する条例で定	略	120 行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法律において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める手数料又は行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて適用する同法第78条第4項に規定する条例で定	略

める手数料	
<u>121 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づく管理計画認定申請手数料又は同法第5条の6第2項において準用する同法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画認定更新申請手数料</u>	<u>長期修繕計画の数が1である場合にあっては4,100円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額</u>
<u>122 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画変更認定申請手数料</u>	<u>変更認定申請1件につき、次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算した額</u> <u>(1) 管理組合の運営に係る事項の変更 4,800円（変更する事項が2以上である場合は、4,800円に1を超える当該変更する事項の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額）</u> <u>(2) 管理規約の変更 4,000円（変更する規約が2以上である場合は、4,000円に1を超える当該変更する規約の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額）</u>

める手数料	
-------	--

(3) 管理組合の経理に係る事項の変更 4,600円 (変更する事項が2以上である場合は、4,600円に1を超える当該変更する事項の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額)

(4) 長期修繕計画の変更 9,800円 (変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、9,800円に1を超える長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額)

備考 略

備考 略

第2条 町田市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">(徴収の時期等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長（別表120の項及び121の項に掲げる手数料にあっては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に規定する審査庁、同法第11条第2項に規定する審理員その他の機関（以下「審査庁等」という。））が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料（別表120の項及び121の項に掲げる手数料を除く。次項において同じ。）を免除する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査庁等は、第1項第2号に該当する場合は、別表120の項及び121の項に掲げる手数料を免除する。</p> <p>4 審査庁等は、前項に定める場合のほか、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、別表120の項及び121の項に掲げる手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>120 行政不服審査法第38条第6項の規定により読</td> <td>書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書</td> </tr> </tbody> </table>	名称	金額	略	略	120 行政不服審査法第38条第6項の規定により読	書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書	<p style="text-align: center;">(徴収の時期等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長（別表120の項に掲げる手数料にあっては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に規定する審査庁、同法第11条第1項に規定する審理員その他の機関（以下「審査庁等」という。））が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料（別表120の項に掲げる手数料を除く。次項において同じ。）を免除する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査庁等は、第1項第2号に該当する場合は、別表120の項に掲げる手数料を免除する。</p> <p>4 審査庁等は、前項に定める場合のほか、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、別表120の項に掲げる手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>120 行政不服審査法第38条第6項の規定により読</td> <td>書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書</td> </tr> </tbody> </table>	名称	金額	略	略	120 行政不服審査法第38条第6項の規定により読	書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書
名称	金額												
略	略												
120 行政不服審査法第38条第6項の規定により読	書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書												
名称	金額												
略	略												
120 行政不服審査法第38条第6項の規定により読	書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書												

み替えて適用する同条第4項（他の法律において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める手数料、  
行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第78条第4項に規定する条例で定める手数料（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問をした場合における町田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年 月町田市条例第 号）第10条第4項に規定する手数料を除く。）

面の種類に応じ、次に掲げる額。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

- ア 白黒 1枚につき 10円
- イ カラー 1枚につき 20円

121 町田市情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第4項に規定する手数料

書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の種類に応じ、次に掲げる額。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

- ア 白黒 1枚につき 10円

み替えて適用する同条第4項（他の法律において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める手数料、  
行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第78条第4項に規定する条例で定める手数料

面の種類に応じ、次に掲げる額。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

- ア 白黒 1枚につき 10円
- イ カラー 1枚につき 20円

	<u>イ カラー 1枚につき 20円</u>
<u>1 2 2</u> 略	略
<u>1 2 3</u> 略	略
備考 略	

<u>1 2 1</u> 略	略
<u>1 2 2</u> 略	略
備考 略	

(町田市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 町田市手数料条例の一部を改正する条例(平成29年12月町田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (特例措置) 2 平成30年4月1日から <u>令和7年3月31日</u> までの間において、この条例による改正後の別表4の項、5の項及び15の項中「200円」とあるのは「150円」と、同表17の4の項中「300円」とあるのは「250円」とする。	附 則 (施行期日) 1 略 (特例措置) 2 平成30年4月1日から <u>令和5年3月31日</u> までの間において、この条例による改正後の別表4の項、5の項及び15の項中「200円」とあるのは「150円」と、同表17の4の項中「300円」とあるのは「250円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定中別表に121の項及び122の項を加える改正規定及び第3条の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び次項の規定 令和5年2月27日

(3) 第2条の規定 令和5年4月1日

(特例措置)

2 令和5年2月27日から令和7年3月31日までの間において、前項第2号に掲げる規定による改正後の別表8の項中「200円」とあるのは、「150円」とする。